

自転車用ヘルメットの着用推奨について

2023.06.28

学生の皆さんへ

健康衛生課

令和4年4月27日「道路交通法の一部を改正する法律」が公布され、令和5年4月1日から自転車を利用するすべての人の乗車用ヘルメットの着用が義務化(努力義務)されることとなりました。

自転車事故で死亡した人の約6割が、頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると2018年～2022年までの調査で、約2.1倍も高くなっています。自転車に乗る際には、ヘルメットを着用し、頭部を守ることがとても重要です。

また、自転車の傘さし運転、並進、イヤホンで音楽を聴く、携帯電話の使用などは危険行為となりますので注意してください。大学周辺及び構内の坂道や見通しの悪い場所で、スピードを出しすぎると非常に危険です。

他大学では自転車同士の接触による重大事故が発生した事例もあります。

思わぬ事故に遭ってしまったり、転倒してしまった際に自分を守る為にも、自転車用ヘルメットの着用を推奨いたします。ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを選び、あごひもを確実に締めるなど、正しく着用することがより安全です。

健康衛生課には、自転車で通学中に坂道などで転倒した学生が、怪我の応急手当てに頻繁に来室しています。ヘルメットはあくまでも事故の被害を軽減する為のものであるため、事故に遭わないように安全運転を心がけるようお願いいたします。